

令和3年度 積算基準の改定について

令和3年7月
北陸地方整備局 港湾空港部
港湾事業企画課

目次

I. はじめに

II. 令和3年度

港湾請負工事積算基準等の改定

II-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準

II-2. 第3部 その他の積算基準

II-3. その他（船舶供用係数 α の改定等）

III. その他

III-1. 港湾請負工事積算基準等の公表について

I. はじめに

I. はじめに

• 港湾請負工事積算基準の目的

「港湾及び海岸土木工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出するためのもの」

• 積算基準の改定

- 品質確保及び適正な利潤の確保
- 施工環境の変化を予定価格に適切に反映

Ⅱ. 積算基準の改定内容

- Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定
- Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定
- Ⅱ-3. その他の改定（船舶供用係数 α の改定等）

港湾請負工事積算基準等の改定 (令和3年度)

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

1) 積算の通則

(1) 工事価格の端数処理を改定 (工事価格は、10,000円単位)

2) 直接工事費及び間接工事費

(1) 共通仮設費に含まれる項目を改定 (安全費、技術管理費)

(2) 交通誘導警備員の積算基準を改定

(3) 「工事の一時中止に伴う増加費用等」の積算基準を改定

→「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

(4) 付属工 参考資料-1 「FRPモルタル被覆」の記載を削除

(5) 消波工 異形ブロック製作 クローラクレーン費用の積算基準を改定

(6) 陸上地盤改良工(事前混合処理) 適用範囲に条件明示を追記

(7) 仮設工 「バイブロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設」を暫定歩掛から本歩掛へ移行

(8) 市場単価「汚濁防止膜工」条件明示を追記

(9) 回航・えい航費 「えい航」の記載内容を改定

(10) その他

港湾請負工事積算基準等の改定 (令和3年度)

II-2. 第3部 その他の積算基準の改定

1) 設計等業務、測量・調査等業務及び土質調査業務

- ・業務価格の端数処理を改定(業務価格は、10,000円単位)
- ・設計等業務 標準歩掛「資料作成」の単位を実態にあわせ、「式」から「回」へ改定

2) 土質調査業務

- ・足場 ①足場損料【スパット台船】 誤植の修正
- ・原位置試験および乱れの少ない試料採取 ③能力補正係数 摘要欄 記載の変更

II-3. その他の改定

1) 単価表

- ・ガットバージ 労務人数の改定

2) 船舶供用係数 α の改定

- ・波浪データによる検証および各局の現場条件や特性、施工実態等を踏まえ改定

3) 船員供用係数 β の改定

- ・労務単価の割増対象賃金比の見直しによる改定

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

1) 積算の通則

(1) 工事価格の端数処理を改定（工事価格は、**10,000円単位**）

改定前

記載なし

3-4 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。

改定後

3-4 工事価格の端数処理

工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

3-5 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。

- 工事価格の万単位まるめ
→調査基準価格も万単位丸めとし、意図しない低入札を防ぐため改定
- 土木工事標準積算基準書との整合

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(1) 共通仮設費に含まれる項目を改定

改定前	<p>2-6 安全費 2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く) (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用</p>
改定後	<p>2-6 安全費 2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 (2) 不稼働日の保安要員等の費用 (3) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料 (4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く) (5) 救命艇に要する費用 (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用 (7) 粉塵作業の予防に要する費用 (8) 安全用品等の費用 (9) 安全委員会等に要する費用</p>

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(1) 共通仮設費に含まれる項目を改定

改定前	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 (4) 工事完成図書類の作成に要する費用 (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用 (6) コンクリートの中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 (7) コンクリート非破壊試験および単位水量試験に要する費用 (8) 塗装膜厚施工管理に要する費用 (9) 施工管理で使用するOA機器の費用 (10) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 (11) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p>
改定後	<p>2-8 技術管理費 2-8-2 積算方法 1) 率積算 共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 品質管理基準に含まれる試験に要する費用 (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>省略~~~~~</p> <p>(10) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 <u>(11) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</u> <u>(12) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</u></p>

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

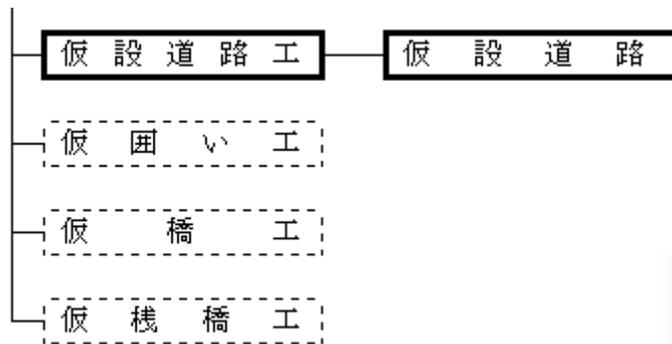
2) 直接工事費及び間接工事費

(2) 交通誘導警備員の積算基準を改定

直接工事費_仮設工にて積上計上

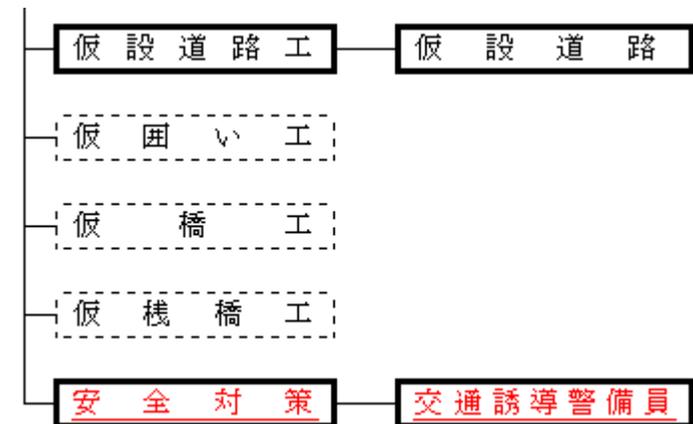
改定前

1-2 積算ツリー



改定後

1-2 積算ツリー



- 交通誘導を伴う交通誘導警備員の費用は、直接工事費で積上げ計上

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(2) 交通誘導警備員の積算基準を改定

直接工事費_仮設工にて積上計上

改定前

記載なし

改定後

5. 安全対策

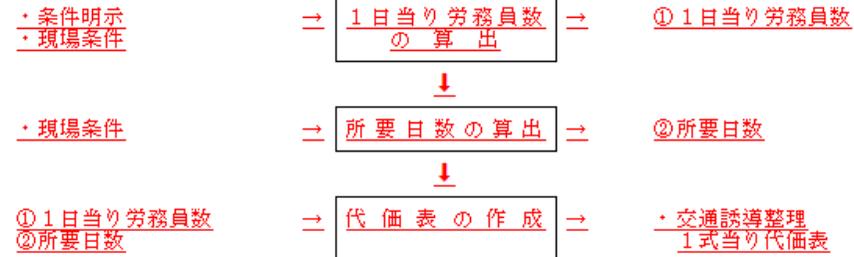
5-1 交通誘導警備員

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

なお、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)		
安全対策	交通誘導警備員	交通誘導整理	交通誘導整理	1式当り

5-1-1 代価表作成手順



5-1-2 施工歩掛

1) 代価表

(1) 交通誘導整理 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員A		人		
交通誘導警備員B		//		
籠材料				

注) 1.交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。

2.休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も人数に含めて計上する。

3.夜間勤務や2交替勤務等を行う場合は、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。

なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(2) 交通誘導警備員の積算基準を改定

直接工事費_仮設工にて積上計上

改定前

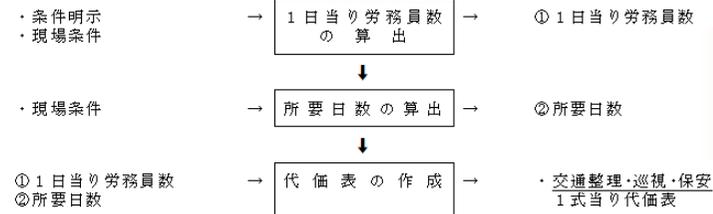
3. 安全対策

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)	
安全費	安全対策	交通整理・巡視・保安	交通整理・巡視・保安 1式当り
		安全監視船	安全監視船 1式当り

3-1 交通整理・巡視・保安

3-1-1 代価表作成手順



3-1-2 施工歩掛

1) 代価表

(1) 交通整理・巡視・保安 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員A		人		
交通誘導警備員B		人		
雑材料				

注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。
 なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。

改定後

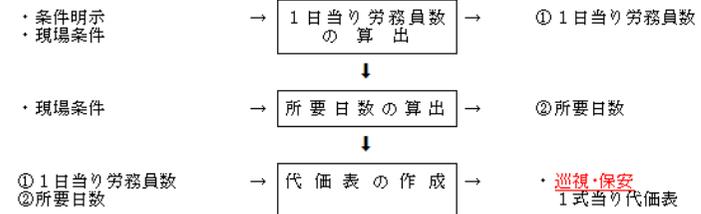
3. 安全対策

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)	
安全費	安全対策	巡視・保安	巡視・保安 1式当り
		安全監視船	安全監視船 1式当り

3-1 巡視・保安

3-1-1 代価表作成手順



3-1-2 施工歩掛

1) 代価表

(1) 巡視・保安 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員B		人		
雑材料				

注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。

- 間接工事費 共通仮設費 5節安全費 3. 安全対策から、交通整理の文言を削除
- 交通誘導を伴う交通誘導警備員の費用は、直接工事費で積上げ計上のため

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算を改定

→ 「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">改定前</p>	<p>4節 その他</p> <p>1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p> <p>1-1 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について</p> <p>土木請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8.増し分費用の費目と内容」および「9.増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので当面これによるものとする。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold; color: red;">改定後</p>	<p style="text-align: center; font-size: 48pt; color: red;">↓</p> <p>4節 その他</p> <p>1. <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算</u></p> <p>1-1 <u>工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について</u></p> <p><u>受注者の責めに帰すことのできないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</u></p> <p>なお、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）により増加費用等の積算上の取扱いについて通知されているところであるが、同通達のうち「8.増し分費用の費目と内容」および「9.増し分費用の設計書による取扱い」に関しては、同通達の趣旨を踏まえつつ簡便な方法を定めたので、当面これによるものとする。ただし、これにより難しい場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（昭和57年5月10日付港建第146号）によるものとする。</p>

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算を改定→「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

<h2 style="color: black;">改定前</h2>	<p>1-1-1 増加費用等の適用および範囲</p> <p>1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に適用するものとする。 なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p> <p>2) 増加費用等の範囲 一時中止に伴う増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用および本支店における増加費用等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ. 工事現場の維持に要する費用 ロ. 工事体制の縮小に要する費用 ハ. 工事の再開・準備に要する費用 ・本支店における増加費用
<h2 style="color: red;">改定後</h2>	<p>1-1-1 増加費用等の適用および範囲</p> <p>1) 増加費用等の適用 増加費用等の適用は、<u>工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</u> なお、一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。</p> <p>2) 増加費用等の範囲 <u>増加費用等として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</u></p> <p><u>(1) 工事現場の維持に要する費用</u> 工事現場の維持に要する費用とは、<u>工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて船舶及び機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</u></p> <p><u>(2) 工事体制の縮小に要する費用</u> 工事体制の縮小に要する費用とは、<u>中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</u></p> <p><u>(3) 工事の再開準備に要する費用</u> 工事の再開準備に要する費用とは、<u>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される船舶及び機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</u></p> <p><u>(4) 工期延長等となる場合の費用</u> 工期延長等となる場合の費用とは、<u>工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</u></p> <p><u>(5) 工期短縮を行った場合の費用</u> 工期短縮を行った場合の費用とは、<u>工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</u></p>

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算を改定→「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

<p style="text-align: center; font-size: 24pt; color: black;">改定前</p>	<p>1-1-2 増加費用等の算定 1) 増加費用等の構成 増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務および直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; color: red;">改定後</p>	<p>1-1-2 増加費用等の算定 1) 増加費用等の構成 <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</u></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>注) <u>工期延長等</u>に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務および直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p><u>増加費用等は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着工後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。</u></p>

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算を改定→「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

<h1>改定前</h1>	<p>2) 中止期間中の現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目および率項目とする。</p> <p>①積上げ項目</p> <p>積上げ計上する項目は、直接工事費、船舶回航費、仮設工および事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、船舶および機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</p> <p>イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）、船舶および機械経費、船舶回航費および仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額および補修費用</p> <p>ロ. 直接工事費、仮設工および事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>②率で計上する項目</p> <p>一時中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用および大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用 工事現場の維持に要する費用 (保安施設、保安要員の費用および火薬庫、加工品庫の保安管理に要する費用)</p> <p>ハ. 役務費の増加費用 仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力および用水等の基本料金</p>
<h1>改定後</h1>	<p>2) <u>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用</u> <u>標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</u></p> <p><u>(1) 増加費用等の構成費目は、次のとおりとする。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>増加費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現場における増加費用 — 本店における増加費用 — 消費税等相当額 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 材 料 費※ — 労 務 費※ — 水道光熱電力等料金※ (元設計における直接工事費目) — 船舶及び機械経費※ (回航費含む) — 仮 設 費※ — 運 搬 費 — 準 備 費 — 事業損失防止施設費※ — 安 全 費 — 役 務 費 — 技 術 管 理 費※ (元設計における間接工事費目) — 営 繕 費 — 労 務 者 輸 送 費 — 社員等従事員給料手当 — 労 務 管 理 費 — 地 代 — 福 利 厚 生 費 等 </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※積上げ項目</p>

2) 直接工事費及び間接工事費

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算を改定→「工事における工期の延長等に伴う増加費用等」

改定前

(2) 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（% 小数4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2）(1) ㊸に示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記1-1-2 2）(1) ㊹に示す積上げ項目）

①一時中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^a - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^a \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2）(1) ㊸に示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N：一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：

B：

a：

b：

各工種毎に決まる係数「表-1 工種区別の現場経費率係数表」

改定後

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2）(1) に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記1-1-2 2）(1) に示す積上げ項目）

①工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^a - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^a \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数4位四捨五入3位止め）

（前記1-1-2 2）(1) に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：

B：

a：

b：

各工種毎に決まる係数「表-1 工種区別の現場経費率係数表」

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

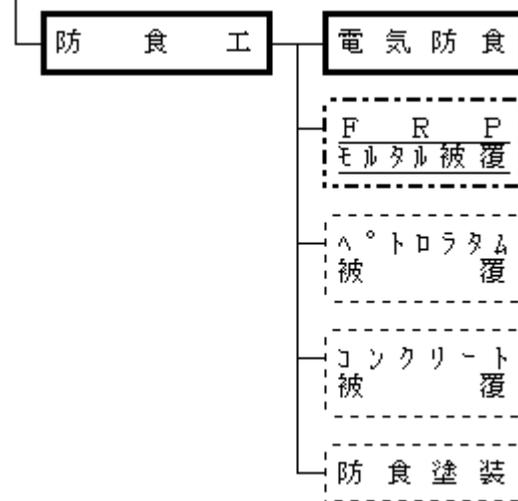
(4) 付属工 参考資料-1 「FRPモルタル被覆」の記載の削除

改定前

[参考資料](#)

[参考資料-1 FRPモルタル被覆 ----- 3-7-\(1\)](#)

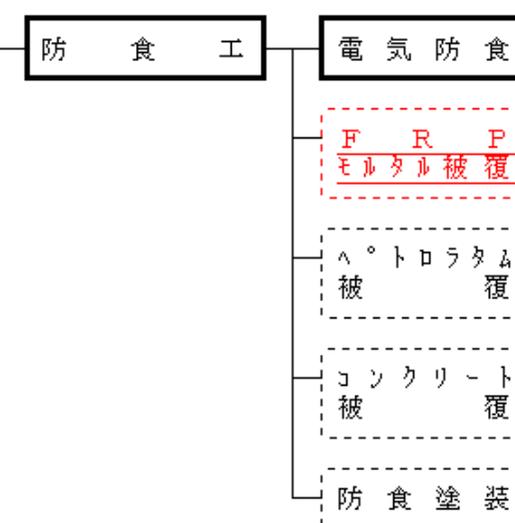
1-2 積算ツリー



改定後

削除

1-2 積算ツリー



- 暫定的に定められた施工歩掛等から未制定歩掛へ移行 (削除)

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(5) 消波工 異形ブロック製作 クローラクレーン費用の積算基準を改定

改定前

記載なし

5) 代価表
(1) 異形ブロック製作 10個当り

記載なし

改定後

5) 拘束費

現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費（賃料）を計上する。

陸上クレーンの拘束費計上日数

区 分	拘束費計上日数	対象作業内容	摘 要
施工中	必要日数(月数)	現場条件による	

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

内容変更なし

(2) クレーン拘束 1式当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
クローラクレーン	排出ガス対策型 (油) t吊	式		必要日数(月数)

注) 必要日数(月数)とは、工事全体のクレーン拘束日数(月数)から「異形ブロック製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数(月数)を除いた、クレーン拘束日数(月数)である。工事全体のクレーン日数(月数)は、「1節 直接工事費、補足資料-1 直接工事費、9.標準作業能力、消波ブロック製作日数」を参考に現場条件を踏まえて算出する。
なお、工事全体のクレーン日数(月数)は、小数第1位二捨三入七捨八入(0.5月単位まで)とする。

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(5) 消波工 異形ブロック製作 クローラクレーン費用の積算基準を改定

改定後

6) 代価表

(1) 異形ブロック製作 10個当り

内容変更なし

(2) クレーン拘束 1式当り

名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘 要
クローラクレーン	排出が ^ス 対兼型 (油) t吊	式		必要日数(月数)

注) 必要日数(月数)とは、工事全体のクレーン拘束日数(月数)から「異形ブロック製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラクレーン日数(月数)を除いた、クレーン拘束日数(月数)である。工事全体のクレーン日数(月数)は、「1節 直接工事費、補足資料-1 直接工事費、9. 標準作業能力、消波ブロック製作日数」を参考に現場条件を踏まえて算出する。
なお、工事全体のクレーン日数(月数)は、小数第1位二捨三入七捨八入(0.5月単位まで)とする。

①工事全体のクローラクレーン拘束日数(月数) × 賃料 = 全体費用②	
③異形ブロック製作歩掛で計上される費用(製作個数分)	④クローラクレーン拘束日数(月数) 費用

- ① 現場条件製作サイクルを踏まえてクローラクレーンの拘束月数を算出(搬入搬出日は除く)
- ② ①に物価誌掲載の月極単価を掛け、工事全体にかかるクローラクレーン費用算出
- ③ 異形ブロック製作の歩掛で積上されるクローラクレーンの費用(10個当り)を製作個数分に換算し費用を算出
- ④ ②の費用から③の費用を控除したものをクローラクレーン拘束 1式当りとして別途計上する。

クローラクレーンの必要月数分がクローラクレーンの費用として計上されることになる。

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(6) 陸上地盤改良工 参考資料-6 「事前混合処理」の適用範囲の具体化

改定前

参考資料-6 事前混合処理

1. 総則

1-1 適用範囲

本項は、陸上プラント設備による事前混合処理のうちベルトコンベヤ乗継ぎ混合によるドライ方式の工事に適用する。

改定後

参考資料-6 事前混合処理

1. 総則

1-1 適用範囲

本項は、陸上プラント設備による事前混合処理のうちベルトコンベヤ乗継ぎ混合によるドライ方式の工事のみに適用する。なお、回転式破碎混合方式等の他の方式については、適用範囲対象外とする。

- 近年施工実態が無い工種（方式）である
- 事前混合処理の他の方式が適用範囲対象外であることを明記

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(7) 「バイブロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設」を暫定歩掛から本歩掛へ移行

改定前

[参考資料-2 バイブロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設](#)

改定後

削除（本歩掛へ移行）

- 暫定歩掛（参考資料）から本歩掛へ移行

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(8) 市場単価 汚濁防止膜工 補足資料-1 条件明示を追記

改定前

4. 汚濁防止膜工

汚濁防止膜設置 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
ラフテラックレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間
クレーン付台船	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	8.6	
雑材料				

注)アンカーブロック製作は、別途計上する。

汚濁防止膜撤去 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
ラフテラックレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間
クレーン付台船	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	6.3	
雑材料				

汚濁防止膜移設 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
クレーン付台船	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	5.6	
雑材料				

改定後

4. 汚濁防止膜工

汚濁防止膜設置 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
ラフテラックレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間
クレーン付台船	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	8.6	
雑材料				

注) 1.アンカーブロック製作は、別途計上する。

2.アンカーブロック設置等の費用を含む。

汚濁防止膜撤去 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
ラフテラックレーン	(油)25t吊	日	0.5	標準運転時間
クレーン付台船	35~40t吊	〃	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	6.3	
雑材料				

注)アンカーブロック撤去等の費用を含む。

汚濁防止膜移設 120m当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
クレーン付台船	35~40t吊	日	0.7	運6H/就8H
引船	鋼D 300PS型	〃	0.5	〃
潜水士船	D180PS型 3~5t吊	〃	0.8	就業8H
普通作業員		人	5.6	
雑材料				

注)アンカーブロック移設等の費用を含む。

- 条件明示を追記

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(9) 回航・えい航費 えい航費 記載内容を改定

改定前

1-3-3 えい航

構成要素	説明
えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。
運転費 燃料費	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。
労務費 損料	・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。

注) 1. 原則として往復の費用を計上するが、次の場合は往路の費用のみ計上する。

- ① 当該工事現場付近で使用の見込みがある場合
- ② 当該工事現場を次期工事のため基地として利用する場合

2. 自航船舶が自力で航行する場合は計上しない。

改定後

1-3-3 えい航

構成要素	説明
えい航費	○船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所までえい航するための、往復に要する費用をいう。 ○運転費、損料を計上する。
運転費 燃料費	○えい航用引船のえい航中の運転に要する費用をいう。 ・えい航用引船の運転に要する燃料費（潤滑油、消耗品等の雑品を含む）の費用をいう。
労務費 損料	・えい航用引船および被えい航船舶の労務費をいう。 ○えい航用引船および被えい航船舶等の運転または供用に対する損料をいう。 ・運転時間（日数）に対する損料および供用日数に対する損料をいう。 ・被えい航船舶等の供用日数に対する損料をいう。

注) 1. 原則として往復の費用を計上するが、次の場合は往路の費用のみ計上する。

- ① 当該工事現場付近で使用の見込みがある場合
- ② 当該工事現場を次期工事のため基地として利用する場合

 2. 自航付属作業船舶が自力で航行する場合は計上しない。

- 記載内容を改定

Ⅱ-1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準の改定

2) 直接工事費及び間接工事費

(10) その他 陸上地盤改良工 誤植の修正

改定前

2-1-4 作業機械構成

区 分	規 格		摘 要
	打込長20m未満	打込長20m以上	
クローラ式 サンドパイル打機	パイプロ式 83kW リーダ長 30m 35~37 t吊	パイプロ式 105kW リーダ長 45m 40 t吊	
発動発電機	200kVA	350kVA	
空 気 槽	7kg/cm ² , 3m ³		
空 気 圧 縮 機	10.5~11m ³ /min	18~19m ³ /min	
ホイールローダ	0.8m ³		

3-1-4 作業機械構成

区 分	規 格		
	打込長20m未満	打込長20m未満(減量化対策)	打込長20~35m未満
クローラ式 サンドパイル打機	パイプロ式 83kW リーダ長 30m 35~37 t吊		パイプロ式 105kW リーダ長 30m リーダ長 45m 40 t吊
発動発電機	200kVA		350kVA
空 気 槽	7kg/cm ² , 3m ³		
空 気 圧 縮 機	10.5~11m ³ /min		18~19m ³ /min
ホイールローダ	0.8m ³		1.2m ³

改定後

2-1-4 作業機械構成

区 分	規 格		摘 要
	打込長20m未満	打込長20m以上	
クローラ式 サンドパイル打機	パイプロ式 83kW リーダ長 30m 35~37 t吊	パイプロ式 108kW リーダ長 45m 40 t吊	
発動発電機	200kVA	350kVA	
空 気 槽	7kg/cm ² , 3m ³		
空 気 圧 縮 機	10.5~11m ³ /min	18~19m ³ /min	
ホイールローダ	0.8m ³		

3-1-4 作業機械構成

区 分	規 格		
	打込長20m未満	打込長20m未満(減量化対策)	打込長20~35m未満
クローラ式 サンドパイル打機	パイプロ式 83kW リーダ長 30m 35~37 t吊	パイプロ式 105kW リーダ長 30m	パイプロ式 108kW リーダ長 45m 40 t吊
発動発電機	200kVA		350kVA
空 気 槽	7kg/cm ² , 3m ³		
空 気 圧 縮 機	10.5~11m ³ /min		18~19m ³ /min
ホイールローダ	0.8m ³		1.2m ³

Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

1) 設計等業務、測量・調査等業務及び土質調査業務

- ・業務価格の端数処理を追記改定（業務価格は、10,000円単位）

改定前	<p>2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [{ (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等)] × { 1 + (消費税率) }</p>
改定後	<p>2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [{ (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等)] × { 1 + (消費税率) }</p> <p><u>業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u></p>

Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

1) 設計等業務、測量・調査等業務及び土質調査業務

- ・標準歩掛「資料作成」の単位を実態にあわせ、**式**から**回**へ改定（基準のメンテナンス）

改定前

3-2 標準歩掛

項目	単位	高度の技術判定を要する業務					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師員
計画準備	式	2	2	2.5	2.5		
現況特性等の把握	項目(ケース)	1	1.5	2	1.5	2.5	
課題の抽出整理	項目(ケース)		1.5	2	2	2.5	
目標(方針)の設定	項目(ケース)		1	1	1.5	1.5	
計画の検討	項目(ケース)	1	1.5	3	3.5		
関連検討事項							
ヒアリング調査	箇所		1	2		※1	
データの推計	項目(ケース)		1	1.5		2	※1
概算事業費算定	項目(ケース)		1	1.5	2.5	2.5	
図面の作成	枚			1	1	1	1.5
資料の作成	式		1.5	2.5	2.5	※2	
委員会運営	回	1.5	1.5	1			

改定後

3-2 標準歩掛

項目	単位	高度の技術判定を要する業務					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師員
計画準備	式	2	2	2.5	2.5		
現況特性等の把握	項目(ケース)	1	1.5	2	1.5	2.5	
課題の抽出整理	項目(ケース)		1.5	2	2	2.5	
目標(方針)の設定	項目(ケース)		1	1	1.5	1.5	
計画の検討	項目(ケース)	1	1.5	3	3.5		
関連検討事項							
ヒアリング調査	箇所		1	2		※1	
データの推計	項目(ケース)		1	1.5		2	※1
概算事業費算定	項目(ケース)		1	1.5	2.5	2.5	
図面の作成	枚			1	1	1	1.5
資料の作成	回		1.5	2.5	2.5	※2	
委員会運営	回	1.5	1.5	1			

Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

2) 土質調査業務

・足場 ①足場損料【スパット台船】 誤植の修正

改定前	<p>(5) 損料 ①足場損料 【スパット台船】</p> $\begin{aligned} \text{供用期間} &= (\text{足場組立解体}) \times \alpha (\text{陸上供用係数}) + \{ (\text{足場設置撤去日数}) \\ &+ (\text{ホーリング日数累計}) + (\text{原位置試験および乱れの少ない試料採取日数累計}) \} \\ &\times \alpha (\text{海上供用係数}) + (\text{運搬日数}) + (\text{補正日数}) \\ &\quad (\text{小数1位切上げ}) \end{aligned}$ $\text{損料} = \text{供用1日当り損料} \times \text{供用期間}$ <p style="text-align: right;">注) 足場組立解体日数は、3日とする。</p>
改定後	<p>(5) 損料 ①足場損料 【スパット台船】</p> $\begin{aligned} \text{供用期間} &= (\text{足場組立解体}) \times \alpha (\text{陸上供用係数}) + \{ (\text{足場設置撤去移設日数}) \\ &+ (\text{ホーリング日数累計}) + (\text{原位置試験および乱れの少ない試料採取日数累計}) \} \\ &\times \alpha (\text{海上供用係数}) + (\text{運搬日数}) + (\text{補正日数}) \\ &\quad (\text{小数1位切上げ}) \end{aligned}$ $\text{損料} = \text{供用1日当り損料} \times \text{供用期間}$ <p style="text-align: right;">注) 足場組立解体日数は、3日とする。</p>

Ⅱ-2. 第3部 その他の積算基準の改定

2) 土質調査業務

- ・原位置試験および乱れの少ない試料採取
- ③能力補正係数 摘要欄 記載の変更

改定前

◎能力補正係数

影響要因	適用明細	補正係数	摘要		
E ₁	せん孔 深度区分	50m未満	0.00	せん孔深度は、機械台からの深度とする。	
		50m以上～80m未満	-0.10		
		80m以上～100m未満	-0.20		
		100m以上	別途考慮		
E ₂	現場条件 区分	影響なし	1.00	ボーリング工の現場条件区分と同じとする	
		やや影響あり	0.90		
		悪い	0.80		
E ₃	作業時間 区分	海上	5km未満	0.85	基地～現場間の往復平均距離により区分する。
			5km～10km未満	0.72	
			10km～15km未満	0.51	
		陸上			

改定後

◎能力補正係数

影響要因	適用明細	補正係数	摘要		
E ₁	せん孔 深度区分	50m未満	0.00	<u>せん孔深度は、機械台からの深度とする。</u> <u>なお、せん孔深度は、1孔のせん孔長全体とし、標準貫入試験等の最終打止め部分はせん孔長から控除する。</u>	
		50m以上～80m未満	-0.10		
		80m以上～100m未満	-0.20		
		100m以上	別途考慮		
E ₂	現場条件 区分	影響なし	1.00	ボーリング工の現場条件区分と同じとする	
		やや影響あり	0.90		
		悪い	0.80		
E ₃	作業時間 区分	海上	5km未満	0.85	基地～現場間の往復平均距離により区分する。
			5km～10km未満	0.72	
			10km～15km未満	0.51	
		陸上			

Ⅱ-3. その他（単価表の改定）

1) 単価表

- ・ガットバージ 労務人数改定

改定前

15. ガットバージ				就業10時間	
ガットバージ 運転1日当り					
名称	形状寸法	単位	グラフ容量 3.0㎡		摘要
			1,000㎡積	排出 294kW	
主燃料	重油 A	ℓ	450		
高級船員		人	1×β		
普通船員		〃	2×β		
損料	運転	日	1		
〃	供用	〃	α		

ガットバージ 供用1日当り					
名称	形状寸法	単位	グラフ容量 3.0㎡		摘要
			1,000㎡積	排出 294kW	
高級船員		人	1		
普通船員		〃	2		
損料	供用	日	1		

改定後

15. ガットバージ				就業10時間	
ガットバージ 運転1日当り					
名称	形状寸法	単位	グラフ容量 3.0㎡		摘要
			1,000㎡積	排出 294kW	
主燃料	重油 A	ℓ	450		
高級船員		人	2×β		
普通船員		〃	2×β		
損料	運転	日	1		
〃	供用	〃	α		

ガットバージ 供用1日当り					
名称	形状寸法	単位	グラフ容量 3.0㎡		摘要
			1,000㎡積	排出 294kW	
高級船員		人	2		
普通船員		〃	2		
損料	供用	日	1		

- ・モニタリング調査結果より実態にあわせ改定

Ⅱ-2. その他（船舶供用係数 α の改定）

2) 船舶供用係数 α の改定

・別表－3 全国主要港湾の供用係数

改定前

係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	換算年間 荒天日数	適用港湾の明細
			北陸地方整備局管内
3	2.05	73～120日 以下	新潟港 直江津港 福井港 金沢港
4	2.25	121～144日 以下	輪島港

改定後

係数 ランク	船舶 供用係数 (α)	換算年間 荒天日数	適用港湾の明細
			北陸地方整備局管内
3	2.05	73～120日 以下	新潟港 直江津港
4	2.25	121～144日 以下	輪島港 福井港 金沢港

- 波浪データによる検証および各局の現場条件や特性、施工実態等を踏まえ改定
- 令和3年度は、北陸地方整備局の2港湾（福井港、金沢港）をランク3→ランク4へ改定、
- 北海道開発局の1港湾（室蘭港）をランク2→ランク3へ改定

Ⅱ-3. その他（船舶供用係数 β の改定）

3) 船員供用係数 β の改定

就業時間別船員供用係数：① 船員供用係数 β （1ワッチ制）の見直し

改定前

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.42	1.53	1.53	1.64	1.65	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.57	1.68	1.68	1.79	1.80	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.72	1.83	1.83	1.94	1.95	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.82	1.93	1.93	2.04	2.05	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.07	2.18	2.18	2.29	2.30	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.27	2.38	2.38	2.49	2.50	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.52	2.63	2.63	2.74	2.75	

改定後

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.52	1.52	1.63	1.63	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.67	1.67	1.78	1.78	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.93	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.03	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.13	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.28	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.48	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.73	

Ⅱ-3. その他（船舶供用係数 β の改定）

3) 船員供用係数 β の改定

就業時間別船員供用係数：② 船員供用係数 β （2ワッチ制）の見直し

改定前

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	<u>1.35</u>	<u>1.35</u>	<u>1.47</u>	<u>1.48</u>	<u>1.61</u>	<u>1.62</u>	
2	1.80	1.31	1.31	<u>1.45</u>	<u>1.45</u>	<u>1.57</u>	<u>1.58</u>	<u>1.71</u>	<u>1.72</u>	
3	2.05	1.46	1.46	<u>1.60</u>	<u>1.60</u>	<u>1.72</u>	<u>1.73</u>	<u>1.86</u>	<u>1.87</u>	
4	2.25	1.61	1.61	<u>1.75</u>	<u>1.75</u>	<u>1.87</u>	<u>1.88</u>	<u>2.01</u>	<u>2.02</u>	
5	2.45	1.71	1.71	<u>1.85</u>	<u>1.85</u>	<u>1.97</u>	<u>1.98</u>	<u>2.11</u>	<u>2.12</u>	
6	2.65	1.81	1.81	<u>1.95</u>	<u>1.95</u>	<u>2.07</u>	<u>2.08</u>	<u>2.21</u>	<u>2.22</u>	
7	2.90	1.96	1.96	<u>2.10</u>	<u>2.10</u>	<u>2.22</u>	<u>2.23</u>	<u>2.36</u>	<u>2.37</u>	
8	3.20	2.16	2.16	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>	<u>2.42</u>	<u>2.43</u>	<u>2.56</u>	<u>2.57</u>	
9	3.70	2.41	2.41	<u>2.55</u>	<u>2.55</u>	<u>2.67</u>	<u>2.68</u>	<u>2.81</u>	<u>2.82</u>	

改定後

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]		
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	<u>1.34</u>	<u>1.34</u>	<u>1.46</u>	<u>1.46</u>	<u>1.59</u>	<u>1.60</u>	
2	1.80	1.31	1.31	<u>1.44</u>	<u>1.44</u>	<u>1.56</u>	<u>1.56</u>	<u>1.69</u>	<u>1.70</u>	
3	2.05	1.46	1.46	<u>1.59</u>	<u>1.59</u>	<u>1.71</u>	<u>1.71</u>	<u>1.84</u>	<u>1.85</u>	
4	2.25	1.61	1.61	<u>1.74</u>	<u>1.74</u>	<u>1.86</u>	<u>1.86</u>	<u>1.99</u>	<u>2.00</u>	
5	2.45	1.71	1.71	<u>1.84</u>	<u>1.84</u>	<u>1.96</u>	<u>1.96</u>	<u>2.09</u>	<u>2.10</u>	
6	2.65	1.81	1.81	<u>1.94</u>	<u>1.94</u>	<u>2.06</u>	<u>2.06</u>	<u>2.19</u>	<u>2.20</u>	
7	2.90	1.96	1.96	<u>2.09</u>	<u>2.09</u>	<u>2.21</u>	<u>2.21</u>	<u>2.34</u>	<u>2.35</u>	
8	3.20	2.16	2.16	<u>2.29</u>	<u>2.29</u>	<u>2.41</u>	<u>2.41</u>	<u>2.54</u>	<u>2.55</u>	
9	3.70	2.41	2.41	<u>2.54</u>	<u>2.54</u>	<u>2.66</u>	<u>2.66</u>	<u>2.79</u>	<u>2.80</u>	

Ⅲ. その他

Ⅲ-1. 港湾土木請負工事積算基準等の公表について

Ⅲ-1. 港湾請負工事積算基準等の公表について

○港湾請負工事積算基準

令和3年度 改定の詳細（新旧対比表）は、下記HPに公表済

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

○施工パッケージ型積算方式の試行について

施工パッケージ型積算方式の新旧対比表について、下記HPに公表済

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

○施工パッケージ型積算方式標準単価

施工パッケージ型積算方式標準単価は、下記に公表済

<http://www.y.sk.nilim.go.jp/kakubu/kanri/sekisan/sekou.html>（港湾工事）

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm（土木工事）

Ⅲ-1. 港湾請負工事積算基準等の公表について

○船舶および機械器具等の損料算定基準

令和2年度 改定内容は下記HPに公表済（令和3年度改定なし）

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

○公共工事設計労務単価

令和3年度 公共工事設計労務単価は、下記HPに公表済

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00026.html

○設計業務委託等技術者単価

令和3年度 設計業務委託等技術者単価は、下記HPに公表済

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000776.html